

(公印・契印省略)

総基料第44号  
令和6年3月8日

沖縄セルラー電話株式会社  
代表取締役社長 菅 隆志 殿

総務省総合通信基盤局長  
今川 拓郎

接続料算定における費用配賦の見直しに係る措置について（要請）

標記について、「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書（令和5年9月6日公表）及び「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」における検討結果を踏まえ、貴社の令和4年度を基礎事業年度とする音声伝送交換機能の接続料について、下記の事項を実施するよう要請する。なお、令和5年度以降を基礎事業年度とする接続料の算定における費用配賦の見直しについては追って要請する。

記

令和4年度を基礎事業年度とする音声伝送交換機能の接続料について、自主的に前年度の接続料と同額の接続料を設定すること。なお、当該接続料が第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号。以下「接続料規則」という。）の定めるところによらないこととなる場合には、当該接続料の設定を含む接続約款の変更の届出に当たっては、接続料規則第3条ただし書の規定に基づく総務大臣の承認を申請することとし、当該届出の際には、接続料規則の定めるところにより令和4年度を基礎事業年度とする音声伝送交換機能の接続料を算定した場合における算出の根拠を記載した書類その他必要な書類を添えて提出することとする。

以上